

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

記入例

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☒ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者 の数	令和3年 度住民税 課税状況	障害者控除等 の適用	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12	非課税相当 収入限度額	
						給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】			
		①	②	③	④	収入合計額 A+B+C= 【D】			⑥	⑦	
1	〇〇 〇〇	1人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 3年 8月	収入合計額 A+B+C= 【D】 100,000円	100,000円	0円	0円	1,200,000円	1,378,000円
2	〇〇 〇〇	0人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 3年 8月	収入合計額 A+B+C= 【D】 0円	0円	0円	0円	0円	0円
3	〇〇 〇〇	人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円	円
1	〇〇 〇〇	1人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 3年 10月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	100,000円	円	円	1,200,000円	1,378,000円
2	〇〇 〇〇	人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)

② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。

③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。

④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。

⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額	【非課税所得 相当額】 非課税所得 限度額
		⑦	給与所得 控除額	事業収入等 の経費	公的年金等 控除	⑪	⑫
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3	記載例①（収入で申請する場合、本欄の記入は不要）						
		円	円	円	円	円	円
4	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	1,200,000 円		700,000 円		500,000 円	828,000 円
5	記載例②（所得で申請）						
		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円

②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円

③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円

④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください

②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 60万円超130万円未満 → 60万円

: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

: 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額

: 110万円超330万円未満 → 110万円

: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑫「非課税所得限度額」の欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。
- ⑤年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

記入要領の例

【1】収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入して下さい。収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

【3】この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載し、【4】下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入して下さい。
【6】非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(2枚目)を記入)

【7】記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(2枚目)を記入)

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

記入例

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。

☑ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

【2】氏名	【3】左欄の者が扶養する者の数	令和3年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	任意の1か月で申し立てる場合、その年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1. 〇〇 〇〇	1 人	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 100,000 円	0 円	0 円	1,200,000 円	1,378,000 円
2. 〇〇 〇〇	0 人	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 8 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
記載例①(収入で申請)	〇〇 〇〇	☐課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 〇 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 〇 円	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円
1. 〇〇 〇〇	1 人	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 10 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 100,000 円	0 円	0 円	1,200,000 円	1,378,000 円
2. 〇〇 〇〇	〇 人	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 〇 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 〇 円	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円
記載例②(所得で申請)	〇〇 〇〇	☐課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和 3 年 〇 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 〇 円	〇 円	〇 円	〇 円	〇 円

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137,800円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209,700円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249,700円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204,300円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

【4】

【一】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください

【9】各欄に該当する控除額を記入して下さい

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
年間所得見込額＝
収入額－（⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除）

⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入 見込額 ⑦	給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩	年間所得 見込額 ⑪	非課税 所得 限度額 ⑫
1	【一】						
2							
3							
4							
5							

記載例①（収入で申請する場合、本欄の記入は不要）

記載例②（所得で申請）

記入例①（収入で申請する場合、本欄の記入は不要）

記入例②（所得で申請）

記入例③（所得で申請）

記入例④（所得で申請）

記入例⑤（所得で申請）

記入例⑥（所得で申請）

記入例⑦（所得で申請）

記入例⑧（所得で申請）

記入例⑨（所得で申請）

記入例⑩（所得で申請）

記入例⑪（所得で申請）

記入例⑫（所得で申請）

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円